

徴収額を超過した小切手を提示されたときの収納手続について

**質問**

納入者から、徴収額より多い金額の小切手の提示を受けました。納入期日が迫っていることもあり、この小切手を受領しようと思いますが受け取ることが可能であるかをご教示ください。

**解答**

(1) 歳入の納付は、現金納付が原則となっているが、現金以外の手段による収納が認められている。証券による代用納付は、証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律（大正五年法律第一〇号）によつて、現金の払込みに代わる手段として代替性の高い特定の支払証券又は国債の満期利札をもつて納付できることとし、収納後の証券について支払いを受けることができなかったときは、その歳入は、はじめから納付されなかつたものとみなすこととされている（証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律二条、歳入納付ニ使用スル証券ニ関スル件（大正五年勅令二五六号））。

(2) 一方、歳入の徴収は、法令の規定により行うこととされ

ており、国が調査決定した額を超えて歳入金を受納する権限はない。仮に、収納額を超える小切手を受け取った場合には、超過額についての還付の手続等の事後手続が煩瑣となり、この観点からも収納額を超えた小切手を受領することは避けるべきであると考える。

(3) このようなことから、歳入納付ニ使用スル証券ニ関スル件一条の本文においては、「租税及歳入ノ納付ニ使用スルコトヲ得ル証券ハ次ニ掲クルモノニシテ其ノ金額ノ納付金額ヲ超過セザルモノニ限ル」と規定しているところである。

(4) なお、本質問のような場合にあっては、収納金額と同額の小切手を提示してもらうか、あるいは、小切手を現金化して収納してもらおう等の措置を講ずるべきであると考える。

《参考法令》

○証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律

〔証券による歳入納付〕

第一条 租税及政府ノ歳入ハ政令ノ定ムル所ニ依リ証券ヲ以テ之ヲ納付スルコトヲ得但シ印紙又ハ郵便切手ヲ以テ納付スヘキモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

（昭二九法三六・平一一法一六〇・一部改正）

〔納付証券につき支払のない場合〕

第二条 前条ノ規定ニ依リ納付シタル証券ニ付支払ナカリシトキハ

第一章 財政及び会計 第二 歳入

一九六ノ四

政令ヲ以テ定メタル場合ニ限り初ヨリ納付ナカリシモノト看做ス  
此ノ場合ニ於ケル証券ノ処分ニ付テハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

(昭三三法三八・昭三四法一四八・昭四一法三九・平一一法一六〇・一部改正)

○歳入納付ニ使用スル証券ニ関スル件

(歳入納付に使用できる証券)

第一条 大正五年法律第一〇号ニ依リ租税及歳入ノ納付ニ使用スル

コトヲ得ル証券ハ次ニ掲クルモノニシテ其ノ金額ノ納付金額ヲ超  
過セサルモノニ限ル但シ第二号ノ場合ニ於テ利子支払ノ際課税セ  
ラルル租税ノ額ニ相当スル金額ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一 小切手ニシテ持参人払式又ハ記名式持参人払ノモノ

二 国債証券ノ利札(記名式ノモノヲ除ク)ニシテ支払期ノ到達  
シタルモノ

三 郵便普通為替証券若ハ郵便定額小為替証券ニシテ租税若ハ歳

入ヲ納付スベキ官署、日本銀行若ハ市町村ヲ受取人トシテ指定

シ若ハ受取人ヲ指定セザルモノ又ハ郵便振替払出証券ニシテ租

税若ハ歳入ヲ納付スベキ官署、日本銀行若ハ市町村ヲ受取人ト

シテ指定シタルモノ

②前項ノ証券ニシテ提示期間ノ満了ニ近ツキタルモノ又ハ支払不確  
実ナリト認ムルモノハ出納官吏、日本銀行又ハ市町村其ノ受領ヲ  
拒絶スルコトヲ得

③証券ノ支払場所カ受領者ノ所在地ニ在ラサルモノニ付亦前項ニ同  
シ但シ支払場所カ受領者ノ払込又ハ送付ヲ為ス日本銀行ノ本店、

支店又ハ代理店ノ所在地ニ在ルモノハ此ノ限ニ在ラス

(大一一勅令一六五・大一一五勅令二九四・昭一一五勅令四六六・昭二九政五一・昭三

九政二九四・昭四一政五九・平一九政三三五・一部改正)

○会計法

(歳入の徴収及び収納の原則)

第三条 歳入は、法令の定めるところにより、これを徴収又は収納

しなければならない。

(昭二九法三六・一部改正)

継続的に支出する補償費の年度所属区分について

**質問**

公務災害に係る休業補償費と毎月請求を受けて支払っていましたが、三月分の請求書が四月になつてから提出されてきます。この場合、三月分ということから給与と同じように考えて、出納整理期間中の前年度の支出区分として整理することによいでしょうか。

**解答**

公務災害補償費のような経費は、補償すべき事実があったかどうかを調査し、その結果に基づき支出されるべき性格のものといえる。

本件のように二月以前に休業補償を行つてきた継続的事実があったとしても、三月中の休業は公務災害に係るものであるかの調査は当然に必要とされるものである。三月中の休業の補償を四月に請求を受けた場合、それが公務災害に係るものかどうかの調査はその請求があつた後に行われるものであらうから、支出すべきものであることが確定するのは四月以降となる。

このように確定される経費については、予算決算及び会計令二条一項二号に定める「諸払戻金、欠損補填金、償還金の類」に似ているものと解されるところである。したがつて、本件は、「その決定をした日の属する年度」の支出として整理すべきであり、三月分を四月にその決定をして支払う場合であつても、前年度の出納整理期間支出でなく、新年度の支出として扱うべきである。

《参考法令》

○予算決算及び会計令

(歳出の会計年度所属区分)

第二条 歳出の会計年度所属は、次の区分による。

- 一 国債の元利、年金、恩給の額は支払期日の属する年度
- 二 諸払戻金、欠損補填金、償還金の類はその決定をした日の属する年度
- 三 給与(予備自衛官及び即応予備自衛官に対する給与を除く)、旅費、手数料の類はその支給すべき事実の生じた時の属する年度
- 四 使用料、保管料、電燈電力料の類はその支払の原因たる事実の存した期間の属する年度
- 五 工事製造費、物件の購入代価、運賃の類及び補助費の類で相

手方の行為の完了があつた後交付するものはその支払をなすべき日の属する年度

六 前各号に該当しない費用で繰替払をしたものはその繰替払をした日の属する年度、その他のものは小切手を振り出し又は国庫金振替書若しくは支払指図書を發した日の属する年度

② 法令の規定により他の会計又は資金に繰り入れるべき経費は、前項の規定にかかわらず、その支出を計上した予算の属する会計年度の歳出として支出するものとする。

(昭二六政一〇一・昭二七政四五六・昭二七政四九六・昭二九政一七一・昭三四政一二二・平九政三三七・平一五政二八・一部改正)